

平成26年4月1日制定
 平成27年4月1日一部改正
 平成29年9月1日一部改正
 令和2年4月1日一部改正
 令和4年3月31日一部改正
 令和4年4月1日一部改正
 令和5年4月1日一部改正
 令和5年10月1日一部改正

大津市社会福祉協議会事業費補助金 交付基準

補助金の名称	大津市社会福祉協議会事業費補助金
補助金の交付目的	地域福祉活動を推進する大津市社会福祉協議会の活動を支援することによって、大津市の福祉の向上に寄与するものとする。
補助金の交付対象者	社会福祉法人 大津市社会福祉協議会
補助対象経費	(1)法人運営事業に係る経費 (2)企画推進事業に係る経費 (3)地域支援事業に係る経費 (4)生活支援事業に係る経費
補助金の額及びその算定方法又は補助率	1 法人運営事業 (1)事務局維持に関わる事業経費 (2)他の補助金等で経費の負担がない人件費 (主に、法人の運営に関わるものに対する人件費) 2 企画推進事業 (1)他の収入で経費の負担がない事業費 208,000円 (主に、社協追悼事業に関わる事業費) (2)他の補助金等で経費の負担がない人件費 (主に、ボランティア事業に関わるものに対する人件費) 3 地域支援事業 (1)他の収入で経費の負担がない事業費 (主に、学区社会福祉協議会に関わる事業費)

	<p>●育成費助成事業 1学区社会福祉協議会あたり 200,000 円</p> <p>●学区社会福祉協議会追悼事業</p> <p>1学区社会福祉協議会あたり 10,000 円+@100 円×柱数</p> <p>●ブロック育成事業 1保健福祉ブロックあたり 50,000 円</p> <p>(2)他の補助金等で経費の負担がない人件費</p> <p>(主に、地域支援事業に関わるものに対する人件費)</p> <p>4 生活支援事業</p> <p>(1)他の収入で経費の負担がない事業費</p> <p>(主に、生活支援事業に関わる事業費)</p> <p>(2)他の補助金等で経費の負担がない人件費</p> <p>(主に、自立支援事業に関わるものに対する人件費)</p> <p>上記1～4の補助率は10/10とする。また、それぞれの金額を上限とし、予算の範囲の額とする。</p>
補助金交付事業の 開始時期	昭和29年4月1日
補助金交付事業の 終了時期	令和7年3月31日
その他	<p>・大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、補助事業に着手した後に行うことができる。ただし、市長が別に定める期限を超過したときは、この限りでない。</p>
様式	<p>大津市社会福祉協議会事業費補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>（1）事業明細表</p> <p>（2）事業計画書</p> <p>大津市社会福祉協議会事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）</p> <p>大津市社会福祉協議会事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）</p> <p>大津市社会福祉協議会事業費補助金変更承認決定通知書（様式第4号）</p>

	<p>号)</p> <p>大津市社会福祉協議会事業費補助金実績報告書 (様式第 5 号)</p> <p>(1) 収支決算書</p> <p>(2) 事業報告書</p> <p>大津市社会福祉協議会事業費補助金確定通知書 (様式第 6 号)</p> <p>大津市社会福祉協議会事業費補助金交付請求書 (事前)</p> <p>(様式第 7 号)</p> <p>大津市社会福祉協議会事業費補助金返還通知書 (様式第 8 号)</p>
担当部署	大津市 福祉部 福祉政策課

大津市社会福祉協議会事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市社会福祉協議会事業費補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市社会福祉協議会事業費補助金
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	(1) 事業計画 (2) 収支予算書

大津市社会福祉協議会事業費補助金交付決定通知書

大福福第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市社会福祉協議会事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市社会福祉協議会事業費補助金
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	<p>(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市社会福祉協議会事業費補助金交付基準(要綱)の規定を遵守すること。</p> <p>(2) この補助金は、申請による用途以外の用途に使用してはならない。</p> <p>(3) 事業の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出ること。</p> <p>(4) この補助金にかかる事業実績は、事業完了後速やかに提出すること。</p> <p>(5) 以上の各号に違反した場合は、補助金の一部または全部の返還を命ずることがある。</p> <p>(6) この補助金に係る予算及び決算並びにその運用に関する書類は、事業完了後5年間保存すること。</p>

大津市社会福祉協議会事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大福福第 号で補助金の交付決定のあった大津市社会福祉協議会事業費補助金の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市社会福祉協議会事業費補助金
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第4号

大津市社会福祉協議会事業費補助金変更承認決定通知書

大福福第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大福福第 号で補助金の交付の決定をした大津市社会福祉協議会事業費補助金の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市社会福祉協議会事業費補助金
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

大津市社会福祉協議会事業費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大福福第 号で補助金の交付の決定のあった大津市社会福祉協議会事業費補助金の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市社会福祉協議会事業費補助金
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	(1) 収支決算書 (2) 事業報告書

大津市社会福祉協議会事業費補助金確定通知書

大福福第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大福福第 号で補助金の交付の決定をした大津市社会福祉協議会事業費補助事業について、次のとおり大津市社会福祉協議会事業費補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市社会福祉協議会事業費補助金
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市社会福祉協議会事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大福福第 号で補助金の交付の決定のあった大津市社会福祉協議会事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前交付請求します。

補 助 年 度		年度
補 助 事 業 の 名 称		大津市社会福祉協議会事業費補助金
交 付 決 定 金 額		円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由		
補 助 金 の 既 交 付 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
振 込 融 先 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

大津市社会福祉協議会事業費補助金返還通知書

大福福第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大福福第 号で補助金の交付の決定をした大津市社会福祉協議会事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市社会福祉協議会事業費補助金
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。